VOL.010

BUSINESS SUCCESION & FINANCE

NEWS LETTER

後継者がいない会社 畳むべきか、売るべきか



廃業とM&Aでこれだけ違う 社長の手取り額

「後継者がいない」この悩みを持つ経営者が選ぶ道は、廃業か、M&A（第三者への売却）か。感情的には「廃業して綺麗に終わらせたい」と思うかもしれませんが、税務的な「手取り額」で比べると、M&Aが圧倒的に有利なケースが多いのです。

POINT1

廃業（清算）の税金は高い

会社を解散し、資産を売却して負債を返し、残ったお金（残余財産）を株主である社長が受け取る場合、このお金は「みなし配当」として扱われ、「総合課税」の対象になります。金額が大きければ、所得税・住民税合わせて最高約55%の税金がかかります。一生懸命貯めた会社のお金の半分以上が税金で消えるのです。

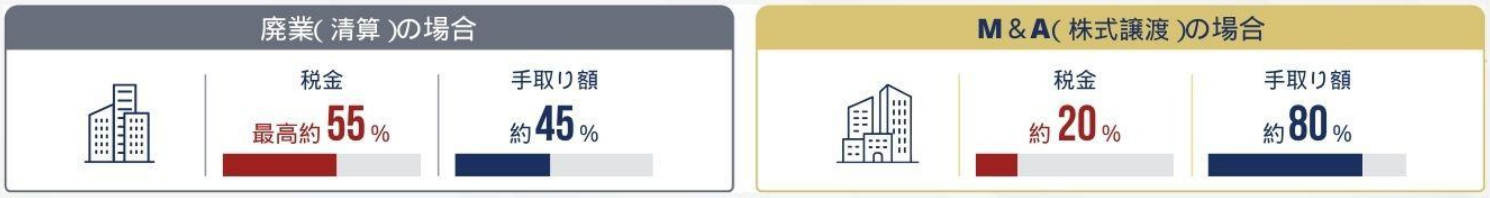
税金

STEP 01	STEP 02	STEP 03	STEP 04	税率
会社を解散（清算手続き）	資産を売却し負債を返済	残ったお金を社長が受け取る	税金の種類 総合課税	最高約55%

POINT2

株式譲渡（M&A）なら税率約20%

一方、会社の株式を第三者に売却（M&A）した場合。これは「株式の譲渡所得」となり、「申告分離課税」の対象です。売却益が1億円だろうと10億円だろうと、税率は一律で約20%（所得税15.315%＋住民税5%）です。
手元に残るお金が全く違います。さらに、従業員の雇用も守られ、取引先にも迷惑をかけない。M&Aが「三方よし」と言われる所以です。ただし、令和7年度からミニマムタックス課税が開始しており、令和9年度から改正（増税）されますので、留意が必要となります。



POINT3

「退職金」を組み合わせて手取り最大化

M&Aの際、株式の売却代金の一部を「役員退職金」として受け取るスキームもよく使われます。退職金は税制優遇が大きいため、株式譲渡益（20%）よりもさらに税負担を下げられる場合があります。
買い手企業にとっても、退職金は経費になるため節税メリットがあり、Win-Winの交渉材料になります。

WORK

今月のアクション

1. 自社を廃業した場合の手取り額と、売却した場合の手取り額を試算比較してみる
2. 「同業他社で、M&Aで会社を売った人がいないか」情報収集してみる
3. 自社の「売り値（磨けばいくらで売れるか）」を知るために、簡易企業価値算定を依頼する



後悔しない相続・事業承継の専門家
認定経営革新等支援機関
「税理士澤田悟吏事務所」

代表税理士
澤田　悟吏

29歳で税理士試験に合格し、国内・国際系の会計事務所勤務を経て34歳で独立。池袋に個人事務所を構え、勤務時代に得た様々なジャンルの税務経験を基に財務・税務の両面から依頼者の方々をサポートしている。

相続・事業承継も得意分野として、相続・事業承継に関する相談会等を多数開催しながら、地主、資産家や経営者の方に向けて相続税試算や対策案の検討など、後悔しない相続・事業承継のための生前における現状把握及び対策の必要性を発信し続けている。